

刑事責任能力と死刑

—— 幼女連続誘拐殺害事件判決をめぐって ——

藤吉和史

目次

- 一 最高裁の死刑判決
- 二 事件の概要と奇異な言動
- 三 精神鑑定の問題点
- 四 刑事責任能力の認定
- 五 死刑適用の問題点

一 最高裁の死刑判決

一九八八（昭和六三）年八月から一九八九（平成元）年七月にかけての約一年間に、東京や埼玉で四人の女兒が相次いで誘拐され殺害された事件で、誘拐殺人等の罪に問われ、一、二審で死刑とされた被告人に対する上告審判決が、二〇〇六（平成一八）年一月、最高裁第三小法廷で言い渡された。結局、最高裁は被告人の上告を棄却し、死刑判決が確定した。これが、いわゆる幼女連続誘拐殺害事件の最高裁判決である（最高裁判所第三小法廷判決平成一八年一月一七日）。

事件発生から十七年を経て衝撃的な事件の裁判は決着を見たが、この間に、審理のほとんどを費やしたのは、被告人の精神状態をめぐる鑑定の問題であった。いわゆる刑事責任能力の問題である。わが国の刑法第三九条は、「心神喪失者の行為は、罰しない（第一項）」とし、「心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する（第二項）」と規定している。つまり刑事裁判では、被告人に、善悪を判断し、それにしたがって行動する能力がない場合（心神喪失）は責任を問えず、無罪としなければならず、また、その能力が大きく減退している場合（心神耗弱）は、必ず刑を軽くしなければならぬ。つまり、死刑にはできないのである。

この事件における精神鑑定では、第一に「性格的かたよりはあるが（性格障害）、責任能力あり」とする鑑定と第二に「初期的精神分裂病（統合失調症）」であつて心神耗弱者であるとする鑑定、そして第三に「乖離性同一性障害（多重人格）」であつて心神耗弱者であるとする鑑定の三種類の判断にわかれていたのである。第一審である東京地方裁判所では、検察側が主張した「性格的かたよりはあるが、責任能力あり」の鑑定が採用されていた。つまり、責任能力があるから四人の女兒に対する殺人罪等の犯罪が成立し、死刑を言い渡すことが可能だったのである。同様に、第二審の東京高等裁判所でも責任能力が認められ死刑判決が下され、これを不服とした被告側から上告されていたが、それに対する最高裁判所の結論が今回の判決である。それは以下のようなものである。

誘拐、殺人、死体損壊、死体遺棄、わいせつ誘拐、強制わいせつ被告事件最高裁判所第三小法廷平成一三年（あ）第一二〇五号平成一八年一月一七日判決「主文、本件上告を棄却する。」
そして、その理由を最高裁は次のように述べている。

「弁護人の上告趣意のうち、死刑に関して憲法三六条違反をいう点は、当裁判所の判例、最高裁昭和二二年（れ）第一一九号同二三年三月一二日大法廷判決刑集二卷三号一九一頁、最高裁昭和二六年（れ）第二五一八号同三〇年四月六

日大法廷判決刑集九卷四号六六三頁に徴して理由がない。同上告趣意のその余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。なお、所論にかんがみ記録を調査しても、被告人に責任能力があったとした原判決の認定は、正当として是認することができ、刑訴法四二一条を適用すべきものとは認められない。付言すると、本件は、昭和六三年八月から平成元年七月にかけて、埼玉県内及び東京都内において、自己の性的欲求を満たすために、当時四歳から七歳のいたいけな女児五名を次々と誘拐し、うち四名の被害者をその日のうちに殺害した上、三名の死体を損壊あるいは遺棄し、残る一名の被害者にはわいせつ行為をしたという事案である。被告人は、犯行を重ねるほどに計画性を強めており、各殺人の主たる動機は、女性性器を思うままに見たり、触るなどしたいという性的欲求や死体等を撮影して自分だけの珍しいビデオテープを持ちたいという収集欲に基づく、まことに自己中心のかつ非道なもので、およそ酌量の余地がない。殺害の態様は、いずれも人を疑うことを知らない被害者を、巧妙に誘い掛けて自己の運転する自動車に乗せ、遠く離れた山中や人目に付かない場所まで連れ込んだ上、いきなり押し倒して、抵抗するすべもない幼い女児の首を力一杯絞め続けて絶命させるといふ甚だ冷酷かつ残忍なものである。殺害された被害者は合計四名に及び、生じた結果は極めて重大である。殺害後も死体にわいせつ行為を行つて、これをビデオカメラで撮影したり、死体を切断して損壊し、あるいは山中に遺棄するなどの非情な行為に及び、更には被害者の家族へ遺骨や犯行声明文等を送り付けるなどしており、一連の凶悪な犯行が社会に与えた衝撃は甚大で、遺族らの被害感情が非常に厳しいのも当然のことである。以上のような犯情に照らすと、本件各犯行についての被告人の刑事責任は極めて重大である。そうすると、本件の背景に被告人が先天性の前腕の障害に悩んできた経緯があり、前科はなく、捜査段階では事実を認めていたこと、被告人の母親において、殺人の被害者の遺族に対し、慰謝の一部として計八〇〇万円を送付していることなど、被告人のために酌むことができる情状を十分考慮して

も、原判決が維持した第一審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。よって、刑訴法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」このようにして、最高裁は、一、二審の死刑判決を支持したのである。

最高裁のこの判決を読むかぎりでは、被告人は冷酷で残酷な通常人のように見えている。しかし、第一審東京地方裁判所および控訴審東京高等裁判所の公判記録を詳細に見ると、被告人の言動には、われわれ通常の人間からすると異常で奇異に思われる言動が多々見受けられる。たとえば、いずれの事件においてもネズミのような顔をした一〇人くらいの人、ネズミ人間が出てきたなどという供述をおこない、あるいは、子どもを殺した後ビデオで撮影したり性器をいじったりしたのは、自分の前に出てきたもう一人の私の姿をしたやつで、私の視界にはそいつの背中が目に入って、前でないをやっているかよくわからない、私がやったのではない、などと述べている。また、四度にわたる精神鑑定の内容を見ても、やはり、通常人程度の責任能力があると認めるには無理があるのではないかという疑問が生じる。以下には、事件の経過が明らかになる中で被告人の言動を紹介し、精神鑑定の意見を検討することとする。

二 事件の概要と奇異な言動

被告人の事件の主たるものは、四件の誘拐殺人事件と一件の強制わいせつ事件である。第一の事件は、一九八八年八月に埼玉県入間市春日町のマンションに住んでいた四歳の女兒が誘拐され、殺害された事件である。第一審の東京地方裁判所の記録には、B子の誘拐、殺害及び死体損壊（B子事件）と記載されており、控訴審東京高等裁判所の記録では、乙野花子に対する誘拐、殺人及び死体損壊（乙野花子事件）とされている。この事件を本稿では統一的に「B子事件」と呼ぶことにする。¹⁾

この事件で、被告人はB子の頸部を締め付け窒息死させた後、遺体をそのまま放置し、何度かその遺体を見に行っている。被告人はそれを「肉物体」とよんでいて、殺害から半年後に行ったときには「骨形態」になっていて、その遺骨を焼いて食べたり、添い寝をしたと供述している。その後、被告人は「今田勇子」という名でB子の親に宛て段ボール箱に入れた遺骨を送り、親や新聞社にはがきや犯行声明文を送っているが、その理由については「葬式をしてほしかったからだ」と述べている。

第二の事件は、一九八八年十月に埼玉県飯能市下赤工の住宅に住む小学一年生七歳の女兒が誘拐され、殺害された事件である。東京地方裁判所の記録では、C子の誘拐、殺害及び死体損壊（C子事件）と記載されており、東京高等裁判所では、丙野春子に対する誘拐及び殺人（丙野春子事件）とされている。以下、本稿では「C子事件」と呼ぶ。この事件でも、被告人は「ドライブに行かない」と声をかけ、誘ったときの気持ちはB子のときと同じで、子どもの頃のように、懐かしく甘いものだったが、C子がぐずりだして、裏切られ、おっかなくなつて、あとわからない、と供述している。

第三の事件は、一九八八年十二月に埼玉県川越市のマンションに住む四歳の女兒が誘拐され、殺害された事件である。東京地裁はD子の誘拐、殺害及び死体遺棄（D子事件）とし、東京高裁は丁野夏子に対する誘拐、殺人及び死体遺棄（丁野夏子事件）である。以下、本稿では「D子事件」と呼ぶ。前二件と同様に、被害者を誘拐してわいせつな写真を撮影しており、殺害した後、死体を遺棄したと認定されている。

第四の事件は、一九八九年六月に東京都江東区立東雲二丁目の都営アパートに住む五歳の女兒が誘拐され、殺害された事件である。東京地裁はE子の誘拐、殺害、死体の損壊及び遺棄（E子事件）と呼び、東京高裁は戊野秋子に対する誘拐、殺人、死体損壊及び死体遺棄（戊野秋子事件）と呼んでいる。以下、本稿では「E子事件」と呼ぶ。E子事件で

は、誘拐・殺害後、遺体をビデオカメラで撮影したり添い寝をしたりしており、その後、遺体をのこぎりで切断しているが、それは子どものころに見た改造人間の手術だといひ、血を飲み、遺体の手を焼いて食べたという異常な供述をしている。

第五の事件は、一九八九年七月に東京都八王子市美山町で、六歳の女兒に対する強制わいせつで現行犯逮捕された事件である。東京地裁は、F子のわいせつ目的誘拐、強制わいせつ（F子事件）と呼び、東京高裁は、己野冬子に対するわいせつ目的誘拐及び強制わいせつ（己野冬子事件）と呼んでいる。事案の概要は次のとおりである。

東京都八王子市美山町の某会社事務所前を、被告人が乗用車で通り掛かった際、同所の手洗い場で手足を洗っているF子（小学一年生六歳）及びその姉K子（小学四年生九歳）姉妹の姿を認め、姉のK子に対して、「お嬢ちゃんはこちらに残って。」などと声を掛けて同女をその場に残し、妹のF子に「川の方へ行ってみよう。」などと言葉巧みに申し向けて、同女を誘い、同女を連れて同事務所前の道路から水路に下り、「おぶってやろうか。」などと言って同女を背負うなどして、同女を約五〇メートル離れた排水路まで連れ去り、もって、同女をわいせつ目的で誘拐した上、周囲に木が茂り見通しの悪い川床において、同女が一三歳未満であることを知りながら、同女に対し、「裸になってね。」などと申し向けて、その着用していたワンピースを手でたくし上げて脱がせるなどして同女を全裸にした上、所携のカメラを構え、「足で石を蹴りなさい。」などと言って、足を上げさせるなどの姿態をとらせて一三歳未満の婦女に対しわいせつの行為をしたものである、と認定されている。

被告人は、一連の事件の最後となるこのF子事件で現行犯逮捕され、まず、一九八九（平成元）年八月に東京地裁八王子支部に起訴され、その後、九月から十月にかけて、四人の幼女誘拐殺人について東京地裁本庁に起訴ないし起訴された。そして、一九九〇（平成二）年三月三〇日の初公判から七年余り審理を経て、第一審判決が言い渡されたので

ある。

しかし、被告人、弁護人の側からの主張は否定的である。被告人は、捜査段階においては、本件各犯行を自白し、犯行に至る経緯、犯行動機及び犯意、犯行態様、犯行後の行動につき、その時々細かな心理状態をも織り交ぜながら、具体的かつ詳細に供述しているが、公判段階に至り、捜査段階の供述は警察の威圧的な取調べにやむなく合わせただけで自ら進んで述べたものではないとしている。被告人は、B子事件、C子事件、D子事件及びE子事件につき、いずれも誘拐の犯意及び殺意を否認し、次のように述べている。

「独りぼっちの子と出会って波長が合い、共感を抱いて、自分の手に気付いていない悩みのない甘い世界に入った。幼い自分になって、感覚的にテレビの世界に入ったような気持ちになった。そこにドライブという筋書のない物語があって、私が主人公の運転手で、その子が同じ意思を持った親切なわき役。声を掛け、車まで歩いて行った。子供のころ、川遊び客からすいかやジュースを盗んだときの懐かしいスリルな感じ。かくれんぼう気分もある。一緒にドライブをした。その後、その子がぐずり出し、裏切られ、おっかなくなつて、私を襲わせないと強く求めたけれど、どんどんおっかなくなつて、あと分らない。ねずみのような顔をした者に取り囲まれた。」

また、E子の死体の両手部及び両足部の投棄を否認し、「両手部は私が裏庭で焼いて食べた。」などと述べ、F子事件につき、わいせつ目的誘拐の犯意を否認し、「私は、自己の性的欲望を満たす目的で誘拐しようと企てたことはないし、わいせつ目的で誘拐したこともない。裸になつてねと言ったことはない。」と述べたうえで、本件各犯行につき、「全体を通して言えることは、私はさめない夢を見てその夢の中でやったような感じがしています。」と述べている。弁護人も、被告人の右供述を前提に、B子事件、C子事件、D子事件及びE子事件につき、いずれも誘拐の犯意及び殺意を争い、E子の死体の両手部及び両足部の投棄を争い、F子事件につき、わいせつ目的誘拐の犯意を争った上、本件各犯行

当時、被告人は、高校時代、あるいは、おそく見積っても印刷会社退職前に発病した精神分裂病(單純型)に罹患しており、事物に対する弁識能力は相当程度に存していたが、その弁別に従つて行動する能力、あるいは行動を抑止する能力を全く失っていたか、あるいはその弁識したところに従つて行動する能力において、通常人に比して著しく減退した状態であつたから、心神喪失ないし心神耗弱であると主張している。これに対して、檢察官の主張は完全責任能力ありとの鑑定結果を背景としたもので、責任能力があるからとして死刑を求めるものであつた。以下には鑑定結果を詳細に検討してみよう。

三 精神鑑定の問題点

第一審東京地裁は、被告人の刑事責任能力について認定するに当たり、四回にわたる精神鑑定を検討している。その内容として、まず、第一には、捜査段階での医師徳井達司氏による精神衛生診断結果がある(医師徳井達司氏作成の平成元年八月二四日付け精神衛生診断書)。これを「簡易鑑定」といつている。精神鑑定には大きく分けて二種類ある。檢察官が起訴・不起訴の決定の資料として囑託する起訴前鑑定と、裁判になつてから行われる公判鑑定である。起訴前鑑定にはさらに、裁判所の許可によつて鑑定留置の期間を設けて行ふ本鑑定、それを要しない簡易鑑定との二種類がある。ここでの徳井達司医師による「簡易鑑定」はこれである。³⁾

次に、公判段階では、慶應義塾大学医学部教授保崎秀夫氏ら六名の共同鑑定意見がある。鑑定人六名連名の平成四年三月三十一日付け「A精神鑑定書」と題する書面である。これを東京地裁は「保崎ら鑑定書」とよんでいる。この保崎秀夫教授の鑑定は、さらに第一〇回ないし第二二回各公判調書中の証人としての保崎秀夫氏の供述部分や公判廷(第三二回及び第三三回公判)における証人としての保崎秀夫氏の供述、あるいは、保崎秀夫氏作成の平成八年四月六日付け

「誘拐、殺人、死体損壊、死体損壊・遺棄、わいせつ誘拐、強制わいせつ被告事件被告人Aの内沼幸雄、関根義夫、中安信夫鑑定人による精神鑑定書についての意見書」と題する書面などによって補足されている。これは「保崎ら共同鑑定」とよばれている。以上の「簡易鑑定」および「保崎秀夫氏らによる鑑定」では、いずれも、「性格的かたよりはあ
るが（性格障害）、責任能力あり」とする鑑定であるので、本稿では統一的に「第一の鑑定」と呼ぶこととする。

第二の鑑定としては、「内沼・関根鑑定」とよばれるものがあげられる。これは、帝京大学文学部教授内沼幸雄氏および東京大学医学部助教関根義夫氏の共同鑑定意見であって、鑑定期間は平成四年一月二日から平成六年一月一二日までで、この鑑定人二名連名の平成六年一月三〇日付け「被告人A精神鑑定書」と題する書面が中心になり、第二一回ないし第二五回各公判調書中の証人内沼幸雄氏の供述部分（内沼証言）と、証人関根義夫氏の第三四回公判における供述（関根証言）などによって補足されている。

内沼・関根鑑定の鑑定結果では、「被告人は、犯行時、手の奇型をめぐる人格発達の重篤な障害のもとに敏感関係妄想に続く人格反応性の妄想発展を背景にし、祖父死亡を契機に離人症及びヒステリー性解離症状を主体とする反応性精神病を呈していた」としている。⁴

この第二の「内沼・関根鑑定」では、さらに詳細に、以下のように説明している。

被告人の家族は解離状態にあり、孤独な被告人の心の支えにはならず、唯一の支えは解離性家族から浮き上がっていた祖父であった。被告人は、高校以後、分離・自立への要請が求められていくが、新たな社会環境に適応していくために不可欠な、安定した人間関係を形成するため人格発達の基礎固めができていかなかったため、かえって退行を促し、かつての不安のない懐かしい早期の生育史の時期に戻りたいという願望を強く抱かせるとともに、分離・自立への不安を背景にして極めて幼児的な収集強迫が強まっていき、ますます真の人間関係の形成から遠ざけられることとなったので

あり、敏感パラノイア、願望パラノイア、好訴パラノイアと同じ傾向が認められ、人格反応的な妄想発展の流れが認められる⁽⁵⁾。また、被告人はもともと解離症状を起こしやすく、長い生活史の間に分割の機制が培われた。このような長い生活史にわたる人格の異常発展の中で、一心同体幻想で自らの心の支えにした祖父を失ったとき、迫害的不安が一気に噴出したもので、被告人は、祖父の死を契機として、迫害妄想、幻視、幻聴を急激に顕在化させており、反応性精神病と診断でき、その病像は、迫害妄想、幻視、幻聴を伴うが、なによりも目立つのは、離人症、二重身⁽⁶⁾、フーグ（健忘を伴う遁走行為）⁽⁷⁾、生活史健忘、人格変換、解離性同一性障害（多重人格）⁽⁸⁾、ガンゼル症候群⁽⁹⁾といった多彩な解離症状である。被告人が他人にさまざまな顔を見せていること、人格変換を起こしやすいこと、別人の存在を認めていることなどから、被告人に解離症状としての解離性同一性障害（多重人格）を認め得る。B子、C子、D子、E子の誘拐殺害は、被告人の供述を額面どおり受け取れば、夢幻様の意識変容化における被害者との「一心同体」、「相手性のなさ」とその破綻による憎しみの噴出に基づく衝動的殺人ということになるが、右各犯行には、被告人の別人格であるペドフィリア的・ネクロフィリア的な倒錯的嗜癖を持った「今田勇士」が関与したと思われるのであり、被告人の場合、一つの人格は衝動的殺人犯であり、他の人格「今田勇士」は計画的殺人犯である。

このように、「第二の鑑定」では、被告人は人格変換・解離性同一性障害（多重人格）であって、結論として心神耗弱者であると認定し、次のように述べている。

被告人は、解離性家族を背景にして四歳から始まる敏感関係妄想に続く人格反応性の妄想発展の流れが歴然として認められ、唯一の支えであった祖父の死を契機として、さらに別種の反応性の精神病状態に陥り、自由な自己決定の可能性が制約されるに至ったことは明らかであり、被告人は犯行時善悪是非の弁識能力もその弁識に従って行為する能力もともに若干減弱していて、完全責任能力を求めるとは無理ではないか（心神耗弱）と考えられる。第二の「内沼・関根

鑑定」は、以上のように結論づけている。

最後に「第三の鑑定」として、東京大学医学部助教授中安信夫氏の鑑定意見（同鑑定人の平成六年一月三〇日付け「中安信夫鑑定人の意見」と題する書面並びに第二六回ないし第二八回各公判調書中の証人中安信夫氏の供述部分）があり、これを「中安鑑定」と呼ぶ。

中安鑑定は、平成四年二月一八日から平成六年二月一九日まで行われ、その鑑定結果では、「被告人は、本件各犯行時、精神分裂病（破瓜型）に罹患していた」とされている¹⁰。その理由として次のように述べている。

現在における被告人の精神状態は、本件各犯行以前に発する精神分裂病（破瓜型）、収集癖と、本件各犯行以後に生じた拘禁反応の三者によって構成されたものである。まず、第一の精神分裂病（破瓜型）は、高校時代かどんなに遅く見積もっても印刷会社退職以前に極めて潜勢的に発病したものであり、その後は、一方では集中力及び意欲の低下、感情鈍麻、易怒性ないし攻撃性のこう進が徐々に進展するとともに、他方では注察念慮、関係・被害念慮、被注察感が断続的に出沒していた。昭和六三年五月の祖父の突然の死は、被告人にいささかの心理的動揺を与え、この時期には易怒性ないし攻撃性のこう進が強まり、これは家族・親せきに対する暴言・暴行となって現れ、また、情性欠如と相まって動物虐待が頻発するようになった。しかし、分裂病が明確に増悪したのは、前鑑定終了後から本鑑定開始前の間であり、この時期になって初めて、家族並びに不明の他者に対する被害妄想、被注察感、幻声などからなる幻覚妄想状態が顕現するに至ったものである、としている。結局、中安鑑定は「以上の考察を通して、鑑定人は、被告人は本件各犯行当時において是非善悪を弁別する能力はほとんど完全に保たれていたが、行為に対する制御能力の一半に欠けるところがあったと判断する。司法精神医学的にいえば、これは広く心神耗弱に相当するものであるが、免責される部分は少ないと考えられる」として、心神耗弱者ではあるが、有責性を一定程度認めるものである。

このように、本件各犯行時における被告人の精神状態については、「第一の鑑定」つまり「簡易鑑定」及び「保崎ら共同鑑定」はいずれも人格障害であつて、責任能力はあるとの見解であるのに対し、「第二の鑑定」つまり「内沼・関根鑑定」は反応性精神病状態であり、心神耗弱であるとしている。「第三の鑑定」つまり「中安鑑定」は、精神分裂病（破瓜型）であるとの見解であつて、これによつても、被告人は心神耗弱者である。以上の三種類の鑑定結果を考えた場合、被告人は精神障害者であつて、その行為は構成要件該当で違法ではあつても有責任に問題のある「触法行為」ではないかという疑問が生じる。刑事責任能力がなければ「犯罪行為者」ではなく「触法行為者」となるのであるから、そもそも、この刑事責任能力の本質とは何か、その取り扱いはいかにあるべきかが問題となる。

四 刑事責任能力の認定

精神障害者や触法行為者が刑事裁判に係つた場合、まず問題となるのは訴訟能力の問題である。わが国の刑事訴訟法は、その二八条において、意思能力を欠く者に対して特別な代理の規定をおいている。刑法三九条（心神喪失者・心神耗弱者）または四一条（刑事未成年者）の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人または被疑者が意思能力を有しないとときは、その法定代理人が、訴訟行為についてこれを代理するとしている。また、公判中に被告人が心神喪失者であることがわかつた場合には、公判手続を停止するか、無罪、免訴、刑の免除または公訴棄却の裁判をすることになる¹⁾。さらに、刑訴法四七九条では、死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止するとされている。

しかし、これ以前の段階においても、刑事責任能力の問題が精神障害者や触法行為者の処遇に影響を与える手続がある。それが起訴猶予や不起訴処分である。わが国においては「起訴便宜主義 (Opportunitätsprinzip)」が採用されており、

被疑者を起訴するかしないかは検察官の裁量によって決定されている。刑事訴訟法第二四八条は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」として起訴裁量権を検察官に与えている。この検察官の不起訴処分が、刑事政策上の「ダイバージョン（司法前処理）」の機能をもち、ラベリング理論のステイグマを回避し、社会内処遇の促進に貢献していることは認めなければならない。この起訴便宜主義が、責任能力を欠く精神障害者を不起訴処分とし、問題のある者についても、精神病院での治療が妥当と考えられる場合には起訴猶予処分として措置入院の手続をとるということを可能にしてきた。また、二〇〇三（平成一五）年七月に成立し、二〇〇五（平成一七）年七月一五日に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成一五年七月一六日法律第一一〇号）は、「心神喪失者等医療観察法」または「触法精神障害者処遇法」などとも呼ばれているが、この法律によって、犯罪に準じる触法行為をおこなった者を対象として、強制的な入院・通院の処分を命ずることができるようになった。触法行為は、犯罪構成要件に該当する違法な行為である。殺人や傷害致死などの行為を違法に行っているのである。ただ、触法行為者は責任能力がないために責任を負わされず、刑罰を科されないのであって、刑罰の代わりに治療処分という一種の改善保安処分に付されるのである。しかしながら、本稿における幼女連続誘拐殺害事件のように重大な結果を伴う事件においては、措置入院や治療処分ではすまないようである。

簡易鑑定や囑託鑑定は、訴訟能力の存否判断にかかわるものであって、裁判で行なわれる司法精神鑑定とは内容の異なるものである。本来、刑事責任能力の判断については、裁判のなかで「心神喪失」あるいは「心神耗弱」を決定すべきものである。判例も、心神喪失か心神耗弱かの判定は、法律判断であって専ら裁判所の判断に委ねられているものであるとしている¹²⁾。それなのに、現状では、検察官による「処遇の決定」が行なわれているのが実情である。何ら法的な

根拠を明確にする義務もなく、触法精神障害者の九〇%ほどを措置入院に移行させている。さらに、起訴前鑑定における問題点のひとつに「ダブル・スタンダード」の問題がある。検察官の責任能力判定は不起訴処分をするときと裁判にするとときで判定基準を変えているというのである。措置入院との関係では、検察官は触法患者を緩やかな基準で不起訴・起訴猶予にしたうえ措置入院にまわし、触法患者を精神病院に押しつけているのに、いったん起訴すると有罪判決に固執し裁判官もそれに従って容易に心神喪失を認めようとしないうという批判である。¹³⁾このように、実務的な手続では、刑事責任能力の認定につき問題点が指摘されているが、しかし、学術的な分野では、一定の了解が得られている。

わが国の刑法理論においては、新旧両派の対立に対応して、旧派は道義的責任論の立場から、刑事責任能力の本質を自由な意思および行為の能力すなわち有責行為能力であると解し（小野清一郎『刑法講義総論』一四〇頁他）、新派は社会的責任論の立場から、刑罰を科して効果を収め得る能力すなわち刑罰適応性であると解する（牧野英一『刑法総論』二五五頁他）。前者は、非決定論の立場にたち、後者は決定論にたつものといえるが、この戦前からの対立に加え、その後、やわらかな決定論の立場から、行為時に刑罰で責任を問いうる能力があるかどうかの問題なので刑罰適応性といつてもよいとする説も有力となっている。¹⁴⁾

近年は、このやわらかな決定論あるいは相対的非決定論（相対的意思自由論）が通説となっており、これに立脚して、責任能力とは、行為者に対する道義的非難・刑事責任を負担させるに足る人格的適性であり、有責行為能力にほかならないとしている。したがって、このような人格的適性の欠如する場合が心神喪失（責任無能力）であり、それが著しく減少している場合が心神耗弱（限定責任能力）であるとしている。¹⁵⁾

さらに、心神喪失（責任無能力）は、精神の障害という要素と、弁識能力または制御能力の欠如という要素からなっている。前者は生物学的要素、後者は心理学的要素と呼ばれることがあり、この生物学的要素と心理学的要素のどちら

か一つではなく、両者を併せて責任能力を定義する方法を混合的方法といっている。¹⁶⁾

このように、わが国の刑法学説では責任能力の心理学的要素として、弁識能力と制御能力とが要求される。すなわち、自分の行為が違法であることを認識する能力と、その認識にしたがって自己の行為を制御する能力が必要である。しかし、外国には、弁識能力があれば足り、制御能力は必要でないところもある。イギリスやアメリカの一部の州で認められている「マックノートン・ルールズ」と呼ばれるのが、それである。制御能力の有無は判断が極めて困難であるから、制御能力の欠如による責任無能力を認めると、悪質な、とくにいわゆる精神病質犯罪者で「凶悪」だと思われる者が、かえって責任無能力あるいは限定責任能力とされることにもなるからである。¹⁷⁾

わが国の判例において、責任能力の基準に積極的な定義を与え、刑法第三九条の解釈、適用のリーディング・ケースとなったのは、昭和六年一月三日の大審院判決である。

事案は、以下のようなものである。

被告人とAとは耕地の境界について紛争中であり仲が悪かったおりに、たまたま被告人が草刈に行ったところ、Aが被告人の耕作している田の付近に登ったのを見て、これは自分の田の草刈をしていたのだと誤信し、平素の憤懣が一時に爆発し、突如としてAの背後から草刈鎌でAの頭部等を数回強打し、さらにそこへAの長男Bがかけつけると、Bの頭部をも殴打して、Aには全治一〇〇日余、Bには全治約一〇日の傷害を負わせた。

第二審は、被告人に心神耗弱を認め、刑法二〇四条、三九条二項、六八条三号を適用して、被告人を懲役二年に処するとしたが、弁護人は、被告人が犯行当時心神喪失状態にあったと主張して、上告した。これに対して、大審院は以下のように判示し、上告を棄却している。

「心神喪失と心神耗弱とは、いずれも精神障礙の態様に属するものなりといえどもその程度を異にするものにて、す

なわち前者は精神の障礙により事物の理非善悪を弁識する能力なく又はこの弁識に従つて行動する能力なき状態を指稱し、後者は精神の障礙未だ上述の能力を缺如する程度に達せざるもその能力著しく減退せる状態を指稱するものなりとす。」

「鑑定書には被告人の犯行当時における心的障礙の程度のは非弁別判断能力の缺如せる状態にありたるとは認められず、精神稍興奮状態にあり、妄覚ありて妄想に近き被害的念慮を懷き、知覚および判断力の不十分の状態にあり、感情刺戟性にして瑣事に異常に反応して激昂し、衝動性行為に近きないしは常軌を逸する暴行に出づるが如き感情の障礙の病状存したりとの趣旨の記載ありて、右に依れば本件犯行当時における被告人の心神障礙の程度は、普通人の有する程度の精神作用を全然缺如せるものにはあらず、ただその程度に比し著しく減退せるものなりというにあるが故に、その精神状態は刑法にいわゆる心神耗弱の程度にありと認むべきものにして、所論の如く心神喪失の程度にありと認むべからざるものとす。果たして然らば所論の鑑定の結果は相当にして又原判決が右鑑定書の記載を引用して被告人が本件犯行当時心神耗弱の状況にありたると判断したるは正当なりというべく、記録を精査するもこの点につき原判決に重大なる事実の誤認あることを疑うに足るべき事由を見ざるをもつて、論旨は理由なし。」¹⁸⁾

このように、判例においても精神の障害という生物学的要件と、弁識能力・制御能力の欠如・減弱という心理学的要件の両者が責任能力の判定基準であるとされ、いわゆる混合的方法による判定基準が判例に定着することになった。¹⁹⁾ 此の「精神の障害により事物の理非善悪を弁識する能力がなく、またはこの弁識に従つて行動する能力がない状態」が心神喪失であり、心神耗弱は「精神の障害がまだこの能力を欠如する程度には達していないが、その能力が著しく減退している状態」であるとす判例の見解は、わが国の通説も支持するところである。

これに対して、ドイツにおける心理学的基準の判定では、可知論と不可知論との対立があり、可知論が判定可能であ

るとするのに対して、不可知論は形而上学的な基準であり科学的に認識するのは不可能であるとして、生物学的要因を鑑定人が証明したときは、暗黙のうちに心理学的要因を仮定するにすぎないとされる。ドイツの司法精神医学界においては、不可知論が優勢で、精神分裂病（わが国では平成一四年より統合失調症とよぶ）、躁うつ病、進行麻痺などの大精神病が証明されれば原則として責任無能力とする「コンベンション」(Konvention 慣行)が司法精神鑑定医と裁判官の間で確立されているという⁽²⁰⁾。わが国とは違って、ドイツの場合は、死刑が廃止されており、刑事責任無能力とされた場合には、治療処分に付することができる。それには犯罪行為との比例性の原則が適用されるため、刑罰によるか、治療処分によるか、という処遇方法の違いという側面が多分にある。精神分裂病者はなるべく、治療を行う施設で処遇したほうがよいという考慮が働きうるのである⁽²¹⁾。これに対して英米法における責任能力基準では、一八四三年に誕生した「マックノートン・ルール (McNaghen Rules)」が中心であるとされるが、イギリスとアメリカでは事情が異なっている。イギリスでは今なおこのルールが基準として用いられているが、アメリカでは、それ以外に、抵抗不能の衝動テスト (Irresistible impulse test)、ニューハンプシャー・ルール (New Hampshire Rule)、模範刑法典ルール (ALI Rule)、カレンズ・ルール (Currents Rule)、ニューヨーク新刑法における責任能力基準など、多数の基準が正当性を主張し存在している⁽²²⁾。

この「マックノートン・ルール」を確立させたマクノートン事件の概要は以下のようなものである。

若いスコットランドの急進主義者ダニエル・マクノートンは、今日ならパラノイアともいふべきものの重篤状態にあり、迫害の妄想からかれ、当時の首相ロバート・ピール卿を殺害しようとして誤ってその秘書をピストルで射殺したというものである。マクノートンは謀殺罪として起訴されたが、公判において精神異常の抗弁を提出し、無罪の答弁を行った。弁護側は殺人偏執病に罹っている人間は刑事責任を免れるべきであると主張したのである。他方、検察側は精神病

者も正邪の区別をする能力をもっている場合は、行為による結果に対して責任を負うと主張した。裁判所は、陪審員に對して、「決定されるべき問題は、当該犯行時に被告人が、自分が邪悪な行為 (wrong and wicked act) をなしていることを知りえるようにその能力を用いることができたかどうか、ということである。もし、陪審員諸君が、被告人は犯行当時において自分が神の法および人の法を侵害していることを知りえなかったと認定するならば、被告人は有利な評決を受けることができるであろう。しかし、もし反対に、犯行当時、被告人が正常な精神状態にあったと認定するときは、評決は被告人に不利益になされなければならない」と説示した。結局、陪審は、精神異常の理由により無罪という評決 (Not guilty, on the ground of insanity) を下したのである。^(註)

五 死刑適用の問題点

これまで見てきたように、幼女連続誘拐殺害事件の被告人に対する死刑判決については、精神鑑定の三種類の結論を考えた場合、はたして妥当であったのか疑問がある。もし、「第二の鑑定」を採用していたとすれば、被告人は人格変換、解離性同一性障害 (多重人格) であつて、犯行時、善悪是非の弁識能力もその弁識に従つて行為する能力もともに減弱して、完全責任能力を求めるとは無理ではないかと考えられるとされていた。つまり、心神耗弱者であるとの鑑定であるが、アメリカの実務などを見れば、多重人格者は心神喪失者であり、責任無能力者であるから、有責性がなく犯罪不成立で「無罪」である。わが国でいえば刑法第三九条第一項によつて「罰せず」となるケースである。また、「第三の鑑定」を採用していたとすれば、被告人は心神耗弱者で、限定的責任能力者であつて、「その刑を減輕する」(第三九条第二項) のだから、死刑ではなく無期懲役刑にしなければならない。このように、刑事責任能力に問題のある者に対する死刑は、国際法上の観点からみても、また、司法に関する精神医学界の観点からみても、刑罰として妥当

性を欠く可能性が生じているのである。

そもそも、国際法的な観点からみた場合、「死刑の廃止を目的とする『市民的及び政治的権利に関する国際規約』の第二選択議定書」(Second Optional Protocol To The International Covenant On Civil and Political Rights Aiming At The Abolition Of The Death Penalty)と云う一九八九年十二月一日に国連総会で採択されて一九九一年七月一日に発効した議定書、いわゆる「死刑廃止条約」が存在しており、それを反映した国際的な死刑廃止状況は、二〇〇六(平成一八)年現在、地球上で死刑を存置している国が七五ヶ国で、死刑を廃止している国が二二ヶ国である。²⁴死刑廃止国の数が存置国の数を圧倒的に上回っていることがわかる。こうした数値は地球上の六二%の国家が死刑を妥当な刑罰ではないと認めているのだから、刑事責任能力に問題のある者に対する死刑についてはじめから議論をする必要がない。むしろ、問題となるのは存置国の三八%(七五ヶ国)の部分についてである。

ここであげた「市民的及び政治的権利に関する国際規約」とは、いわゆる国際人権B規約あるいは最近では自由権規約と呼ばれる国際規約で、一九六六年一月一六日に国連総会で議決され、一九七六年に発効し、わが国も一九七八年に署名し一九七九年に批准して公布しているもので、日本の国内法として効力をもっている重要な条約なので六法にも採録されている。その第六条第五項によれば、「死刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。」とされている。

このように国連の条約では、少年の死刑と妊娠中の女性の死刑は禁止されている。しかし、精神障害者の死刑について国際法上の規定で禁止しているものはない。ただし、いくつかの決議や勧告が行われている。たとえば、一九八四年に国連経済社会理事會が採決した「死刑に直面する者の権利の保護を保障する決議」第三項では、「死刑は、精神異常者に対しては執行されない」と定めている(国連経済社会理事會一九八四年・五〇号)。また、国連事務総長が一九八

五年四月二六日に發表した死刑に関する報告書では、「多くの国が精神病は死刑判決あるいは死刑の執行を妨げるものであるとしている」と述べ、精神障害者に対する死刑排除の報告をしている。さらに、国連犯罪規制統制委員会は一九八八年八月、国連経済社会理事会对して「精神遅滞者または極度に限定された精神能力を有する者は、量刑あるいは処刑の段階を問わず死刑を免除される」ことを勧告している。そして、国連第四四回総会の「死刑に直面する者の権利の保護を保障する決議」(一九八九年二月一五日・四四・一六二号)では、「判決の段階または処刑の段階を問わず、精神遅滞者または極度に限定された精神能力者に対する死刑を排除すること」が明確に定められ、世界的な合意を得ている。⁽²⁰⁾

最近、死刑存置国であるアメリカにおいても、精神障害者に対する死刑が否定された例が報告されている。二〇〇二年現在のアメリカ合衆国の死刑廃止州は一三州とコロンビア特別区であるが、死刑存置州は三八あって、それぞれの州の刑事司法によって死刑が運用されている。しかし、合衆国憲法修正第八条による「残酷で異常な刑罰 (cruel and unusual punishment)」は禁止されている。このため、合衆国連邦最高裁判所は、恣意的な運用を抑止するため、死刑の認定手続および上訴手続について詳細な手続保障を要求する規制と対象者を絞り込む実体的な規制とを行っている。行為者類型としては、犯行時に一六歳未満の者や、執行時に心神喪失状態の者 (insane) に対して死刑を禁じている。ただし、精神遅滞者・知的障害者 (mentally retarded) については、軽度、重度という程度の問題もあり、死刑存置州三八のうち、一八州が禁止しているだけで、精神遅滞者に対する死刑が「残酷で異常な刑罰」にあたるとはされず、憲法違反とはされていない。しかし、二〇〇二年のアトキンス対バージニア州事件において、はじめて修正第八条に反するから違憲であるとされたのだ⁽²¹⁾。

わが国の精神医学界においても、死刑に対する疑問が提出されている。日本精神神経学会理事長山内俊雄氏の「死刑

執行への精神科医の関与に関する当学会の見解（第二報）」というコメントを見てみよう。²⁷これによれば、日本精神神経学会が二〇〇二年三月一六日に出した「死刑執行への精神科医の関与に関する当学会の当面の態度」という声明で、この問題に関する議論が一定の結論に至るまでの間は、当面、精神科医は死刑執行に関与すべきものではないというものだった。その背景には、一九九三年に死刑執行された川中鉄夫死刑囚が、刑事訴訟法第四七九条第一項において死刑が禁じられている心神喪失であった可能性が強いとの観点から日本精神神経学会に問題提起がなされたという出来事がある。この川中鉄夫死刑囚の再審申し立てを準備中であった中道武美弁護士によれば、「一九八二（昭和五七）年一月一四日に招聘した精神科医の診断を受け、『幻覚妄想状態（分裂症の疑い）』と診断され、以後、一九八五（昭和六〇）年までほぼ六ヶ月の間隔で定期的に精神科診療を受けている」状態であり、精神科医の質問では幻聴が認められ、入所以来幻覚妄想状態にあったとの回答が大阪拘置所長から大阪弁護士会宛にあったとされている。²⁸

山内俊雄氏は、一九九六年八月に、世界精神医学会（WPA）が、マドリッド宣言の特殊状況に関する指針の三で、「いかなる状況にあつても、精神科医は、法的に認可された処刑や死刑執行のための能力評価に関与すべきでない」とした定めをとりあげ、また、日本で行われたWPAのシンポジウムもあつて、こうした事情を受け、当面、精神科医は死刑執行に関与しないとされたのだが、関与一般を否定しても、問題を覆い隠すだけで解決にはならないのではないかと疑問を呈している。死刑執行について、本邦では秘密主義や過度な保安優先で行われ、心神喪失か否かもわからないことを問題視し、実情把握に努め、再審請求の事例や訴訟過程での弁護士活動に精神科医として関与していくべきであるという提案をしている。

最後に、『責任能力基準の研究—英米刑法を中心として—』という浩瀚な著書を著した墨谷葵教授のことばをあげよう。彼は、その終章において、責任能力と死刑の関係について次のように述べている。

「マックノートン・ルールや本書の基準を評価するということは、当然のことながら、死刑との関係では通用しない。英米では、マックノートン・ルールを適用しながらも、限定責任能力を認めようとする方向がみられるが、常識に一致している、運用し易い、処遇にとつて有効であるということでは、死刑との関係においてはマックノートン・ルールを正当化できないからである。マックノートン・ルールに対する批判は、死刑がなくなれば、ほとんどなくなるであろう (Rubin, *Psychiatry and Criminal Law* 18, 1965)」、といわれているのが注目される。本書において詳細に検討してきたことからわかるように、絶対的な責任能力の基準というものは存在するわけではなく、責任能力の有無は、結局、裁判官の一般予防・特別予防の観点からする相対的な判断に依存しているのである。このような基準に基づいて生か死かが決定されるというのには、やはり疑問を感じざるをえない。死刑は、現代の刑事政策の進路におかれた『つまづきの石 (Stumbling Block)』⁽²⁹⁾だといわれるが、責任能力の分野においても、やはり、『つまづきの石』だといわねばならないであろうか。」

註

- (1) 東京地判平成九・四・一四判例時報一六〇九号七頁は、被告人をAとしていたので、第一事件をB子事件と呼ぶ。ただし、東京地判平成九・四・一四判例タイムズ九五二号八〇頁では、A子事件としている。
- (2) 東京地判平成九・四・一四判例時報一六〇九号三頁、判例タイムズ九五二号七五頁。
- (3) 中谷陽二『司法精神医学と犯罪病理』(金剛出版二〇〇五年)一五頁。
- (4) 離人症 (depersonalization) は、臨床的には、現実感の喪失と疎隔感とによって特徴づけられる特異な体験を指している。実際には、「自分が自分であるという感じがしない。ピンとこない」、「これまで普通に親しんできた人や物が、なんとなく疎遠に感じられる」といった訴えによって気づかれる。統合失調症やうつ病の徴候の一つとして、あるいは器質性疾患による軽度の意識

解体としても観察されることがあるが、単一症候的に「離人神経症」として出現する場合もあるとされる。また、解離 (dissociation) とは、強い情動体験や外傷的な記憶によって、意識や人格の統合的な機能が一時的に障害されたり、交代する現象とされる。『心理臨床大辞典「改訂版」』（培風館二〇〇四年）八七三頁、八八四頁。

(5) パラノイア (paranoia) は、妄想症と訳される。通常は幻覚を伴わず、思考、意志、行動等に一貫した秩序が保たれているという特徴をもちながら、系統的で確固とした持続的な妄想体系が緩徐に発展する病態をいうとされる。迫害妄想、嫉妬妄想、好訴妄想、および発明、血統、色情などのテーマを含む誇大妄想を出現させるが、妄想体系以外は完全に健康であるといった印象を与え、他者にはその病を気づかせないことも多いとされている。『心理臨床大辞典「改訂版」』（培風館二〇〇四年）八六四頁。

(6) 二重身について、東京地判平成九・四・一四判例時報一六〇九号九三頁は以下のような例をあげている。

被告人は、ビデオテープの大量万引きの際、もう一人の自分が前方に現れて万引きをし、本来の自分は「どっきんどっきん」しながら見ているとの二重身体験があり、本件各犯行時に頻繁に二重身体験が出現している。たとえば、独りぼっちの子と出会った際にもう一人の自分が現れて前を歩いて行くとか、B子及びE子の遺体を陵辱した際、もう一人の自分が現れて解剖行為をやったりビデオ撮影をしたりしたとの二重身体験があるとされている。

(7) フーグ (健忘を伴う遁走行為) は、解離性症候群の一段階である「解離性遁走 (dissociative fugue) 」ともよばれる。基本的特徴は、予期していないときに突然、家庭または日常活動を行ういつもの場所から離れて放浪し、過去の一部または全部を追想することができなくなるといふことにある (DSM-IV)。『心理臨床大辞典「改訂版」』（培風館二〇〇四年）八八五頁。

(8) 解離性同一性障害 (多重人格) の基本的特徴は、「二つまたはそれ以上の、はっきりと他と区別される同一性、または人格状態が存在し、それが反復的にその人の行動を統制している」ことである (DSM-IV)。『心理臨床大辞典「改訂版」』（培風館二〇〇四年）八八五頁、九〇六頁。

(9) ガンゼル症候群は、ガンザー症候群 (Gansersches Syndrom) ともよばれ、的はずれ応答をその中核とし、意識混濁、ヒステリー兆候、幻覚、回復後の健忘よりなる症候群であるとされる。『心理臨床大辞典「改訂版」』（培風館二〇〇四年）八八八頁。

(10) 精神分裂病は、わが国では二〇〇二年から統合失調症と改名されている。妄想、幻覚、解体した会話、まとまりのない行動、

緊張病性の行動などの陽性症状と、感情の平板化、意思の欠如、思考の貧困などの陰性症状が診断の指標となる。破瓜型は、ふつう二〇歳前後で徐々に発病し、慢性の経過をとる。そのうちに人目を避け、閉じこもり、服装や生活もだらしなくなる。表情の変化に乏しくなり、やがて独語、空笑が著明となり、思考の滅裂や感情の鈍麻にいたる。『心理臨床大辞典「改訂版」』（培風館二〇〇四年）一五〇頁参照。なお、中田修・小田晋・影山任佐・石井利文（編著）『精神鑑定事例集』（日本評論社二〇〇〇年）も参照。

(11) 刑事訴訟法上、被告人の訴訟能力は意思能力すなわち自己の利害の判断ができ判断に従って行為しうる能力と解されている。刑事訴訟法第三一四条第一項では、「被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかなる場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができ」と規定されている。つまり、被告人が心神喪失の場合には、無罪にするか、あるいは免訴、公訴棄却など刑罰を科さない手続に移行するのである。

(12) 最決昭五八・九・一三判例時報一一〇〇号一五七頁、最決昭五九・七・三刑集三八巻八号二七八三頁など。

(13) 山上皓「精神鑑定と処遇との関連―司法精神医療の確立を視野に入れて」季刊刑事弁護三三二号（現代人文社二〇〇二年）三四頁以下。浅田和茂「新処遇法案をめぐる経過と問題点」季刊刑事弁護三三二号（現代人文社二〇〇二年）四八頁以下。この点につき、藤吉和史「少年犯罪と触法行為者」（成文堂二〇〇五年）一一三頁参照。

(14) 岩井宜子「精神障害者福祉と司法【増補改訂版】」（尚学社二〇〇四年）三三九頁以下。平野龍一「刑法総論Ⅱ」二八〇頁他。

(15) 墨谷葵「責任能力基準の研究―英米刑法を中心として―」（慶応通信一九八〇年）一九四頁。

(16) 平野竜一「刑法概説」（東大出版会一九七七年）一〇一頁以下によれば、前者を生物的要素、後者を心理的要素と呼び、混合的方法を複合的方法といっている。

(17) 平野「前掲書」一〇三頁。マクノートン・ルールズについては、墨谷葵「前掲書」が詳しい。その後の研究としては、三宅孝之「精神障害と犯罪者の処遇―英国の法改正と現状―」（成文堂一九九二年）がある。

(18) 大審院昭和六年二月三日刑集一〇巻六八二頁。漢字カナ混り文を筆者が修正した。

- (19) 大判昭和二三・五・二六新聞四二九六号二頁、最判昭和二九・七・三〇刑集八卷七号一三三二頁等。
- (20) 岩井宣子『前掲書』三四二頁。シュナイダー「責任能力の判定」(平井・鹿子木訳)『今日の精神医学』(一九五三年)所収。グルーレ(中田修訳)『精神鑑定』(文光堂一九五七年)二七頁。中田修「責任能力について―精神分裂病及び覚せい剤中毒を中心に」(司法研修所論集七十二号)一四頁以下。
- (21) 岩井宣子『前掲書』三九八頁。ドイツにおける治療処分の正当性については、すでに別稿で論じた。藤吉和史『前掲書』一四〇頁以下参照。
- (22) 墨谷葵『責任能力基準の研究―英米刑法を中心として―』(慶応通信一九八〇年)八頁。
- (23) 墨谷葵『前掲書』三五頁。なお、岩井宣子『前掲書』一四一頁も参照。
- (24) たとえば、『年報死刑廃止〇五オウム事件一〇年』(インパクト出版会二〇〇五年)一五四頁の死刑存廃国リストでは、二〇〇五年一月一日作成のデータとして、廃止国二二〇ヶ国、存置国七六ヶ国であったから、その後のフィリピンの死刑廃止を加えれば、廃止国二二ヶ国、存置国七五ヶ国となる。
- (25) 辻本義男『死刑論』(丸善プラネット一九九四年)五六頁。
- (26) *Atkins v. Virginia*, 122 S. Ct. 2242, 70 U. S. L. W. 4548 (2002). 岩田太「精神遅滞者に対する死刑の合憲性―合衆国における死刑制度の揺れ」ジュリスト二二三七号(二〇〇三年)二二三頁。
- (27) 山内俊雄「死刑執行への精神科医の関与に関する当学会の見解(第二報)」『年報・死刑廃止〇五オウム事件一〇年』(インパクト出版二〇〇四年)一一二頁。
- (28) 辻本義男『前掲書』五八頁。
- (29) 墨谷葵『前掲書』二三九頁。